

令和4年12月第4回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 令和4年12月19日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 木村 由紀子  
2番 小山 昌弘  
3番 栗林 澄恵  
4番 木内 文雄  
5番 新見 準  
6番 小川 喜敬  
7番 山田 雅士  
8番 小澤 孝延  
10番 小菅 耕二  
11番 木村 利晴  
12番 石井 孝昭  
13番 林 修三  
14番 山口 孝弘  
15番 小高 良則  
16番 加藤 弘  
17番 京増 藤江  
18番 丸山 わき子  
19番 林 政男  
20番 鈴木 広美

1. 欠席議員は次のとおり

9番 角 麻子

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副	市長	大木俊行
総務部	長	片岡和久
経済環境部	長	相川幸法
健康こども部	長	井口安弘

財 政 課 長 和 田 暢 祥  
・ 連 絡 員  
総 務 課 長 湯 浅 孝 史  
農 政 課 長 酒 和 裕 一  
子 育 て 支 援 課 長 春 日 葉 子

○教育委員会

・ 議案説明者

教 育 長 加 曾 利 佳 信  
教 育 部 長 土 屋 武 志

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 梅 澤 孝 行  
副 主 幹 佐 藤 竜 一  
主 査 嘉 瀬 順 子  
主 査 安 見 里 香  
主 任 主 事 今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

令和4年12月19日（月）午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第14号

質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

## ○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届出が角麻子議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第1号から議案第14号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申合せにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、一問一答、同一議題について2回までといたします。

それでは最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

## ○京増藤江君

それでは、順次質問をさせていただきます。

まず、議案第3号、八街市個人情報保護法施行条例の制定でございます。

付議案は12ページです。

地方公共団体の個人情報保護制度のあり方（改正の方向性）について。

①（法律の範囲内で）必要最小限の独自の保護措置について伺います。

プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的人権です。ところが、デジタル改革関連法の制定により、これまで自治体がそれぞれ独自の個人情報保護条例で行っていた個人情報保護に関する規制が、個人情報保護法で共通化されるとともに、所管も個人情報保護委員会に一元化されました。

今議会に提案されている八街市個人情報保護法施行条例について、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールが定められました。これによって、本条例を制定すると提案理由が示されております。

提案されている八街市個人情報保護法施行条例が、現在施行されている八街市個人情報保護条例と同様に市民のプライバシーを守ることができるのかという視点から質問いたします。

法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置について伺います。

改正の方向として3番目に、その上で法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を許容するとあります。それにもかかわらず、個人情報の適正な取扱いの確保と市民のプライバシーを守る具体的な事項が条例に示されておられません。具体的に示すべきではないでしょうか。

また、マイナンバー制度の利用拡大がされようとしている下で、八街市個人情報保護条例を廃止して、八街市個人情報施行条例の制定をすることは、個人情報保護の大幅な後退にな

ると思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務部長（片岡和久君）

答弁します。

市独自の保護措置については、条例要配慮個人情報と定義することと審議会等の意見聴取の手續があり得ます。条例要配慮個人情報につきましては、本市の実情に鑑み、法律に定義されている要配慮個人情報のほか、該当するものはないため、規定はいたしません。

また、審議会等への意見聴取手續については、条例等の改廃の際に、審査会を招集し、その意見を伺う旨を規定いたします。

なお、保護措置以外に本市の条例に規定すべき事項として、開示請求に係る手数料があるほか、本市固有で規定する規定が必要な事項として、個人情報取扱事務登録簿の作成、公表がございます。

○京増藤江君

そのような決まりだとは思うんですけど、個人情報保護施行条例の制定が個人情報保護の大幅な後退になるのではないかと。これを八街市個人情報保護条例と比べまして、後退するのではないかとというふうに私は伺ったのですが、この点についていかがですか。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

これまでは地方公共団体ごとに個人情報保護条例を定めていたため、個人情報の定義等が団体により異なることもありましたが、今後は個人情報の保護に関する法律に統合されることにより、標準化が図られることとなります。また、個人情報保護委員会の監視を受けることになるため、個人情報の保護が後退することにはならないものと考えております。

○京増藤江君

しかし、改正の方向の3番目のところなんですけれども、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置が許容されております。例としては、例えば、条例の要配慮個人情報保護としても規定できるわけなんですけれども、こういうのが規定されておられません。どうしてなのかということが私は疑問なんです。やはり、これからデジタル改革関連法が個人情報を大規模に集める手段としているのがマイナンバー制度の利用拡大だということでございます。個人情報の不正な流用や、本人の同意を得ない第三者提供が後を絶たない。また、2017年度から2021年度までの5年間で約5万6千541人分のマイナンバー情報が漏えいしたり、情報が入ったUSBが紛失したりしていること、これは共産党の宮本岳志衆議院議員の質問、12月6日ですけど、これで分かりました。このように、あってはならないことが起きている状況ですから、国・自治体の個人情報保護条例の規制緩和はしてはならないと思うわけなんです。

この点について、せっかく許容範囲があるわけですから、八街市独自の規制をこの条例の中に入れるべきではないかと思うわけです。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木広美君）

京増藤江議員に申し上げます。

1つの議題については2問までとなっておりますので、今のは3問目になりますので、次の質問に移ってください。

**○京増藤江君**

1問目の答えがなかったからお聞きしたんですけれど、じゃあ、次に移ります。

次に、個人情報保護に関する国際的な制度調和についてです。

説明資料の5ページ、地方公共団体の個人情報保護制度に求められるものの2番目に、個人情報保護に関する国際的な制度調和について述べてあります。

その例として、EUにおけるGDPR、一般データ保護規則に十分性認定が定義されております。その内容は、収集制限の原則、目的明確化の原則、利用制限の原則などです。

改正の方向性として先ほど述べましたように、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置が許容されます。その内容は、EUにおける一般データ保護規則と比較した場合に、個人情報を保護できる条例とは言い難いと思われます。国際的な制度調和とならないのではないかと考えますが、この点についていかがでしょうか。

**○総務部長（片岡和久君）**

お答えします。

このたびの個人情報保護制度の抜本的な改正は、新たにデジタル社会形成基本法とデジタル庁設置法が制定されたことに伴い、成立したデジタル社会形成関係法律整備法により行われたものでございます。この改正の背景の1つに越境データ流通の増加を踏まえGDPR十分性認定への対応など、国際的な制度調和を図る必要が挙げられております。

GDPRは2018年5月に施行されたEU圏内の個人情報を守るための規則であり、EU域内のルールでありながら、罰則は全世界に適用される可能性がございます。

十分性認定は、GDPRのルールの中で、EU域内と同等の個人情報保護水準にある国であるとする認定を意味するものであります。この十分性認定を受けた国には、越境移転規則が適用されず、煩雑な手続なしでEU圏内から個人データを持ち出せるようになります。

なお、日本は2019年1月23日からGDPRの十分性認定を受けてございます。

**○京増藤江君**

これからもEUにおけるGDPR、これは法律では同じかと思われるんですけれど、今までは地方公共団体でもこの内容が条例として個人情報保護条例には決められていたわけですね。今回の改正によって、大変簡単な内容になっております。手数料とか、そういう幾つかのものしか規定されていないんですけれど、市民が最も身近な自治体で守られるべき個人情報についての規制がどうなっているかなど、市民に分かりやすく知らせていく、それがプライバシーを守る権利を保障することになると思うんですけれど、この改正によって市民にどのような影響があるのか、伺います。

**○総務部長（片岡和久君）**

今まで地方公共団体ごとに個人情報条例が定めていた情報の定義が団体ごとに異なっていた

わけでございますが、全国的に共通ルールということになりましたので、これについて市民への影響はないと考えております。

#### ○京増藤江君

市民が最も身近な自治体で守られるべき情報について市民に分かりやすく示していくことが住民福祉の向上につながると思いますが、それでは、次に、八街市個人情報保護条例の目的とその関連について伺います。

八街市個人情報保護条例において、その目的について個人情報の適切な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、消去及び利用または提供の中止を請求する権利を明らかにすることによって個人の権利、利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。これは八街市個人情報保護条例の非常に納得できる内容です。

ところが、八街市個人情報保護法施行条例は、目的について上記のような具体的な記述がないわけです。なぜ記述がないのか、八街市個人情報保護条例、この目的との関連はどうなっているのかについて伺います。

#### ○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

個人情報保護法の委任に基づく事項の施行に必要な細則を定めたもので、法政令委員会規則で定めている事項は、本条例で重複して定めることはできません。また、法の趣旨に反する内容を定めることもできません。

以上でございます。

#### ○京増藤江君

ですから、そういうふうには、なかなか許容されないというものはあるんですけど、本当に規制がされてしまっておりますけれど、その中でも八街市民が必要としている、そういう内容を本来ならば書き込んでいけるはずなんです。だから、書かなければ国はいいのかもしれませんが、でも、やはり、市民の個人情報をしっかり守って、市民に理解してもらうということが、これからマイナンバー制度も拡大される中では本当に大事だと思うわけです。

ですから、ぜひ、市民が権利を行使できるような、個人情報で権利を行使できるようにしていただきたいと要望しておきたいと思います。

委任についてなんですが、第7条において、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとあります。この場合、市民や職員の意向は何らかの形で反映されるのかどうか、このことについて伺います。

#### ○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

八街市個人情報保護法施行条例第7条に、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めるとございますが、条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるという意味でございます。

**○京増藤江君**

規則で定められるわけですが、そこにはどのような、例えば職員の意向とか、市民の願いとかはどのような形で反映されるのか、全く反映されないのか、伺います。

**○総務部長（片岡和久君）**

規則につきましては、運用上必要なものでございまして、各種様式、また交付に係るコピー代などの実費に係る費用等を規則で定めるものでございます。

**○京増藤江君**

分かりました。

次に、議案第4号、八街市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、付議案20ページです。

第4章、定年前再任用短時間勤務制、定年前再任用短時間勤務職員の任用についてなんですけれど、これは職員の定年を65歳に引き上げるとともに、管理監督職務勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員制を導入する。また、60歳以降の職員に適用される任用及び給与等の必要な情報の提供や意思確認を行う、そのための改正をするというようなものでございます。

制度の内容の説明、また、及び定年前の再任用短時間勤務職員に対し、退職金に関して不利益はないのか、伺いたいと思います。

**○総務部長（片岡和久君）**

定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務職に対応することができるというものでございます。

任期につきましては、常勤定年退職日にあたる日までで、給与等の制度につきましては現行の再任用短時間勤務職員と同様となります。

**○京増藤江君**

60歳に達する日に属する年度の前年度に定年引上げ後の勤務の意思確認をするということなんですが、働く意思があれば、基本的に誰でも勤務できるのか、伺います。

**○議長（鈴木広美君）**

答弁できますか。

**○総務部長（片岡和久君）**

定年を迎える職員については、定年延長を選ぶか、定年前の再任用短時間勤務職員を選ぶか、こういうことを説明するというところでございます。

**○京増藤江君**

附則2項、職員の給与月額についてなんですけれど、60歳以降の給料の額をそれ以前の給料の7割に設定するという内容ですが、いろいろと私も民間の方たちにもお聞きしますと、定年は延びても仕事内容はそんなに変わらないのに、給料が下げられることについて、仕事の意欲が下がるという声をよく聞きます。7割という設定の基準は何なのか、伺います。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

定年引上げに伴い、当分の間、60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準に設定いたします。地方公務員の給与は、均衡の原則により国家公務員の要項によって考慮して決定する必要があるため、本市においても国に準じた措置を講ずるものでございます。

○京増藤江君

国家公務員に準じているということで、公務員の給料などは民間にも影響するし、また、民間の給料なども公務員に影響していくと、お互いに影響しますので、少しでも生活がしやすい、また働きがいのある、そういう基準が必要と思います。

次に、議案第6号、八街市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてです。

付議案41ページです。

高齢者部分休業第2条1項について趣旨説明について伺います。趣旨説明をお願いします。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

高齢者部分休業制度につきましては、55歳以降の高齢職員の加齢による身体的な事情や、地域貢献活動など、部分的に勤務しないことがやむを得ない場合などにおいて、公務に支障のない場合に限り、週の勤務時間の2分の1を上限に休業できる制度となっております。

○京増藤江君

高齢者職員の勤務形態の選択肢を広げること、また、肉体的な、精神的な面を考慮すると、仕事と家庭などの両立も考慮するという、そういう趣旨説明なんですけれども、第2条2項について質問になりますけれども、高齢者職員の年齢の決め方が55歳というのは、高齢者職員と言えるのかなと、ちょっと思ったりしたんですけれども、55歳を高齢者職員として決めた根拠は何なんでしょう。

○総務部長（片岡和久君）

高齢者部分休業につきましては、平成16年に地方公務員法において導入され、現在は対象年齢を各市の条例で定めることとなっておりますが、制度開始時は定年前5年としていたことから、本市におきましても55歳としたところでございます。

○京増藤江君

これからは65歳が定年になると、また今後違って来るかもしれませんが、今までの状況の中で55歳と決められたということなんですけど、確かに55歳というのは介護の問題などもいろいろと家庭の問題も出てくる年齢ではあると思います。

介護などで一旦、そういうふうの部分休業が認められたと。その後に家庭も落ち着いて、元の労働条件で働きたいという場合には、これは勤務体制が元に戻れるのかどうか、伺います。

○総務部長（片岡和久君）

基本的には希望した時点で定年までということになりますけれども、この辺は人事側との対

応を通して柔軟に対応してまいりたいと考えております。

**○京増藤江君**

定年まで働くうちに、老後のことを考えたら、やはり、部分休業はやめたいというようなことも起きるかもしれませんので、今後も職員の皆さんの声を聞きながらやってほしいなと思います。

次に、高齢者部分休業取得中の給与について伺います。

ちょっと同じような問題なので、給与減額による一時金への影響、また、2番目の給与減額による退職金への影響について一緒に答えていただければ、同時にお願いします。

**○総務部長（片岡和久君）**

お答えします。

一時金につきましては、部分休業を取得した職員について期末手当においては、部分休業取得期間中の勤務をしない時間の2分の1を除算、勤勉手当においては同じく勤務しない時間の全期間を除算し、期間率を算出します。

退職金につきましては、退職時の給料月額を基礎として在職期間に応じた支給率を乗じる制度となっております。

高齢者部分休業の承認を受けた期間については、その2分の1に相当する期間を在職期間から除算いたします。

**○京増藤江君**

どのぐらいの減額かというのが、私、想像がちょっとできないんですけど、一時金や退職金への影響というのは、やはり、退職後の生活に影響しないような、そういう影響額であってほしいなということを願って、私の質問を終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

以上で京増藤江議員の質疑を終了いたします。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

**○丸山わき子君**

それでは、私は、議員第9号と10号について質問をさせていただきます。

まず、議案第9号の児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

ここでは遊び場の廃止についてが内容となっておりますが、廃止に至るまでの経緯についてお伺いしたいと思います。

**○健康こども部長（井口安弘君）**

お答えいたします。

今回の条例改正により廃止することとなる三区北中道子どもの遊び場につきましては、平成2年度に設置した児童遊園で、面積は421.22平方メートルございます。

この児童遊園につきましては、平成2年度に現在の場所に移転した八街児童クラブの敷地の一部でありましたが、児童クラブの子どもたちだけでなく、近隣の子どもたちも遊ぶこと

ができるように開放するために遊具を設置いたしまして、児童遊園として位置付けたものでございます。その後、近隣にはけやきの森公園や、八街駅北口の芝のまきば公園、それから森のいずみ公園が整備されまして、児童クラブも実住小学校の校内や八街東小学校の近隣にある八街第一幼稚園の園内に設置するようになったために、この児童遊園で遊ぶ子どもたちも八街児童クラブの子どもたちだけとなっております。

このような状況の中で、児童クラブに通所する子どもたちの安全を守るために、全ての児童クラブを小学校の校内、もしくはその近隣に速やかに設置することとなりました。そういった事情がございまして、八街児童クラブにつきましては、実住小学校と八街東小学校の児童が通所しておりましたので、実住小学校校内にある実住児童クラブ、それから八街第一幼稚園の中にあります八街東児童クラブにクラスを増設いたしまして、こちらの八街児童クラブに通所していた子どもたちにはそちらに移っていただいて、令和4年3月末をもちまして八街児童クラブにつきましては廃止しております。

八街児童クラブの廃止によりまして、三区北中道子どもの遊び場で遊ぶ子どもたちもいなくなってしまうので、やむを得ず、児童遊園としての条例上の位置付けを取りやめようとするものでございます。

#### ○丸山わき子君

子どもたちが遊ぶことがなくなったというのが理由なわけですが、しかし地域の皆さんにとっては、決して無駄な場所ではなくて、交流の場にもなっているのではないかなというふうに思うんですけども、その辺の調査研究はされていたのかどうか、その辺について伺いたします。

#### ○健康こども部長（井口安弘君）

私どもも現状等は重々確認しておりますけども、近隣の子どもたちが使用していたということは確認しておりませんので、今回、廃止の方の条例を出させていただいたというものでございます。

#### ○丸山わき子君

本来なら、こういう地域に開かれた場所であるわけですから、児童クラブの子どもたちが対象だけではなくて、地域の皆さんにも活用していただけるような、そういう場所として検討すべきじゃないかなというふうにも思うんですけども、2番目の廃止後の計画なんですけど、これは児童遊園の廃止の後、この活用はどのように検討されているのか、お伺いいたします。

#### ○健康こども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

八街児童クラブの廃止によりまして、使用していた建物が現在使用可能な状態でそのまま残っております。また、今回、廃止する三区北中道子どもの遊び場につきましては、その現状からも、児童クラブであった建物と分離して使用することは極めて難しいというふうに考えておりますので、建物と敷地を一体として使用したいと考えております。

建物に関しましては、継続的に使用する課などがあるかどうかにつきまして、全庁的に確

認をいたしましたところ、1棟につきましては農政課の方で産業まつりの備品等を保管する倉庫として使用したいというような意向がございまして、そちらの方に今後使用していただくということになっておりますが、残り1棟につきましては、まだ継続的に使用を希望するところが見つかっていない状況でございます。

この1棟につきましては、再度継続的に使用する課等があるかを確認いたしまして、早期に市として有効に活用できるように対応していきたいと、そのように考えております。

#### ○丸山わき子君

令和4年3月をもって児童クラブの方が廃止されたということで、これは榎戸にも廃止された場所があるわけです。廃止された施設に関しては、有効な活用をぜひしていただきたい。この間も中高生が集う場所が欲しいんだと。児童館はできましたけど、18歳までの子どもたちが利用できるという児童館はできましたけども、今の児童館の施設の内容というのは、小学生までが対象かなという状況です。やはり、中高生が集える場所、そういった点も地域の皆さんからも声が上がっておりますので、ぜひ、こういった児童館の廃止の後の活用、積極的な対応をお願いしたいと、このことを申し上げておきます。

次に、議案第10号の令和4年度一般会計補正予算について、まず、40ページなんですが、農業振興費の補助金についてお伺いいたします。

ここでは農業再生協議会事業費ということで計上されております。77万円ですけども、農業再生協議会事業というのはどのような内容のものなのか、お伺いいたします。

#### ○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

まず、事業内容でございますけども、農林水産業におきまして所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請手続をオンラインで行うことができる共通申請サービス、通称eMAFFと言われておりますけども、このオンライン化が本年9月に完了いたしました。このオンラインシステムによりまして、紙で行う手続のほとんどがなくなり、書類を窓口に出るなどの申請者の補助金をはじめとする様々な手続など、手間が解消されることとなっております。

これを受けまして、本市の八街市地域再生協議会が管理する耕作台帳システムにつきましても、申請者の利便性向上を図るため、全国一斉のこのオンラインシステムに移行するための補助金となっております。

#### ○丸山わき子君

それでは、これからはこの補助金を活用して運用していけると。これは今後ずっとこの補助金を活用していけるのか、その辺についてどうですか。

#### ○経済環境部長（相川幸法君）

今回の補助金は、今あるデータを移行すると。今後はデータ移行した中で運用が引き続き行われるということで、それ以降の事務費とか、そういった補助金につきましても国の方から支給される予定とはなっております。

**○丸山わき子君**

今回、補正での計上ということなのですが、これは国の方が示してきた時期が当初ではなかったということなんですね。実際には国の方がいつぐらいに示してきたのか、その辺について伺います。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

お答えいたします。

このオンライン化の完了したのが9月になっておりまして、9月21日付けで国の方から交付金について交付するという事で通知が来ております。

**○丸山わき子君**

了解しました。国の方のこういった補助金、特に農業関係は遅いということはよく分かっておりますが、手続的に職員の皆さんが簡潔に対応できるということであれば、いいんじゃないかなというふうに思います。

次に、商工振興費について、41ページです。

これは、ファイトやちまた中小企業等支援金事業費についてですが、9千570万円の執行残となっております。事業内容と執行残の状況について伺っておきます。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを活用いたしまして、原油価格、物価高騰の影響を受けております市内の中小企業者、こちらを対象に一事業者につき3万円の支援金を支給する事業でございます。

今回、予算計上の積算におきまして、申請件数を最大で見込んでおりました。それが5千440件ということで想定しておりましたが、申請のありました実績では2千235件であったことから、今回、9千570万円の執行残についてを減額しようとするもので、なお、執行残につきましては、他の事業に活用する予定となっております。

**○丸山わき子君**

これは前回の中小企業元気アップ給付金事業と比べて利用状況、活用状況は、どのような感じですか。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

以前やりました元気アップと比較が難しいんですけども、今回は対象として5千440件と見込んでおりましたけども、このうち該当すると思われる約3千500件ぐらいに対しまして個別に全部通知を差し上げました。今回、実績で2千235件ということで、予算上、統計上からは41パーセントなんですけども、3千500件、ある程度該当すると思われる方には全員に通知したということで、それなりの利用率があったのではないかとと思われます。

**○丸山わき子君**

前回の元気アップでは3千500件が利用されたと。しかし今回は2千235件ということで、これは事業内容がもう少し額的にも必要だったんじゃないかなというふうに感じるわけなんです。そういう点では、実態をもう少し把握して、地域の業者さんが、本当にこれは助

かった、そういう内容がもっともっと検討されなければならなかったんじゃないかなというふうに思いました。

それから、執行残の活用についてなんですけども、執行残の活用はどのようにされるのか、お伺いいたします。

**○財政課長（和田暢祥君）**

お答えいたします。

令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを活用させていただきまして、ファイトやちまた中小企業等支援金事業、これに6月4号補正で1億6千320万円を計上させていただきまして、本12月8号補正におきまして事業費の確定ということで6千450万円を確定させていただいて、9千570万円、これを減額させていただきました。

この減額分につきましては、9款教育費の小学校ICT環境整備事業費、電子黒板の購入費、小学校分で136台分で7千31万2千円、これと中学校ICT環境整備事業費、電子黒板の購入費、これが24台分、1千240万8千円ということで、こちらの方に振替といいますか、事業を実施しているところでございます。

それと、本補正におきまして3款の子育て支援物価高騰支援事業費、こちらの方が1世帯あたり2万円の給付金ということで、予算計上したところなんですけども、1億7千535万円、これを地方創生分の国庫補助金ということで、予算計上をしているところなんですけども、国庫補助金分が1億2千697万円と全額充当ができなかったものですから、この一般財源部分ということに振り替えさせていただきまして、1千298万円、こちらの方の財源組換してございます。

いずれにせよ、本年度いただきました地方創生交付金を全額活用しまして、事業を実施するというので、今回、補正の方を組ませていただいたところでございます。

**○丸山わき子君**

子どもに関連して活用しましたよという答弁なんですけど、今回の一般会計の補正予算の約6割は各課の光熱水費増額によるものなんですね。市の負担増も大変なものだということを改めて感じたわけですけども、これは市民の生活も全く同じです。そういう意味では、執行残に関しては、もっと市民に寄り添った形での活用をすべきではなかったかなというのを感じます。

そういう点では、確かに学校の子どもたちの電子黒板に充てたというようなことではありますけど、本当に今、必要だったのかどうか、必要なのかどうか、そういうところが大変疑問に感じるわけですけども、本当に今の市民の物価高の中で、あるいは光熱水費が本当にどんどん上がっている中で、市民の悲鳴が上がっています。そういった予算執行になっているのかどうか、その辺については、担当課はどんなふうにお考えですか。

**○財政課長（和田暢祥君）**

お答えいたします。

本事業におきました12月議会におきましては、このような形で小学校、中学校のICT環境整備事業費の方に振り替えさせていただいたところがございます。地方創生臨時交付金の中でも、通常分の予算配分事業ですとか、コロナ禍における原油価格物価高騰対策分事業としても4事業ほど、事業費としては約2億円でしょうか、こういうような形でも事業費を4事業ほど実施してございます。また、電気ガス食料品等価格高騰重点支援事業交付金という地方創生の交付金の中の区分ですけれども、その中でも事業費としては1億9千300万円ほど事業の方は実施させていただいているところでございます。

そうした中で、小学校、中学校のICT環境整備事業の方に充当させていただいたというのは、教育委員会さんの方とも協議は重ねまして、それで実施させていただいたところでもございまして、いずれにせよ、早急には対応したい事業でございましたので、こちらの方に設定はさせていただいたところでございます。

既に実施しております原油価格物価高騰対応分、あとは電気ガス食料品等重点支援事業費ということで、既に実施はしているところでございましたので、こちらの方に充当するということは今回の補正では、限りある交付金でございましたので、対応ができなかったところでございます。

#### ○丸山わき子君

担当課の方は市民に向けては対応策を取ってきたよということのようなんですけども、来年も住民への負担というのはさらに降りかかってくるというようなことで、今、新年度予算に向けての予算編成中であろうかと思えます。市民の皆さんの暮らしを守る、そういった市政運営になるように要望いたしまして、私の質問を終わります。

#### ○経済環境部長（相川幸法君）

すみません。先ほど、以前に実施した給付金との比較ということで、改めてお答えさせていただきます。

中小企業元気アップ給付金、こちらが1千536件、がんばる中小企業等支援金で90件、今回のファイトやちまた中小企業等支援金、2千235件という結果でございました。すみません。

#### ○市長（北村新司君）

先ほど、丸山議員の方から国にしっかりと物を申せというようなことでありますけども、全国市長会、千葉県市長会におきまして、令和5年度予算編成において、物価高騰等を踏まえた十分な財源を確保するというところで決議しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

#### ○議長（鈴木広美君）

丸山わき子議員、質問はできませんが、よろしいですか。

#### ○丸山わき子君

はい、結構です。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了いたしました。

ただいま議題になっております議案第1号から議案第14号を配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第2、休会の件を議題といたします。

明日20日から26日までの7日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。12月20日から26日の7日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了いたします。

12月27日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。ご苦労さまでした。

(散会 午前10時57分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第14号

質疑、委員会付託

2. 休会の件

.....

議案第 1号	八街市行政不服審査法施行条例の制定について
議案第 2号	八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号	八街市個人情報保護法施行条例の制定について
議案第 4号	八街市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号	八街市公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 6号	八街市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
議案第 7号	八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号	八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
議案第 9号	八街市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	令和4年度八街市一般会計補正予算について
議案第11号	令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第12号	令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算について
議案第13号	令和4年度八街市下水道事業会計補正予算について
議案第14号	令和4年度八街市水道事業会計補正予算について